

令和8年3月13日（金曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

9 番 青 木 浩 明 10 番 吉 尾 昌 樹

令和 8 年 3 月第 19 回黒潮町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 8 年 3 月 13 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問（質問者：1 番から 5 番まで）

議 事 の 経 過

令和8年3月13日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

陳情第14号から16号については、審査未了となりましたのでご報告致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

12番（山本久夫君）

おはようございます。

今回は1問ですけど、2点について伺います。

今月の3月20日をもって、旧大方町、旧佐賀町が合併しまして20年を迎えます。

その合併特例債の発行権というのは終了しまして約この20年間というが、黒潮町では17年ぐらいですかね。で、約50億というお金を使って、両町の振興をしてきたわけですが。

そして、合併後、その交付金の制度ももう一本化されて、財政的にも黒潮町が一つになったという、一つの自治体として新たなスタートをする年ではないかということで、伺いたいと思います。

2点について伺います。

まず1点目ですが、合併して20年が経過し、この間、福祉、教育、各産業振興等に必要な事業を実施してきましたが、合併後のこの20年間でどのように総括するかということをお伺いします。

20年間で一言でというのは大変難しいとは思いますが、また、大西町長が全期間おったというわけではなく、歴代の町長の中では在任期間が一番長いので、そういう立場から、ひとつ総括をお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

それでは、山本議員のご質問にお答え致します。

合併後の20年間でどう総括するかというご質問ですが、かなり総括となりますと多方面にわたることから、個別の分野の掘り下げた総括が必要でございましたら、再質問を掘り下げただけだと思います。

まず、合併後こんにちまでの間、東日本大震災をはじめとする、各種災害やコロナ禍、人口減少、経済的には、失われた時代と呼ばれるほどの低成長社会を経験してまいりました。

そういった社会背景の中、多くの先輩方のご努力により2町合併を成し遂げ、黒潮町が誕生し、こんにちまで歩を進めてまいりました。

合併後10年では、それぞれ長らく進めてこられました県庁単位の意識がまだまだ強かったように思われます

けれども、現在では一つの町としての意識醸成は随分進んだものと考えています。

とりわけ、東日本大震災翌年の衝撃的な津波想定高を受け、住民一丸となって防災を進めてきたことは、その意識醸成に大きく寄与しているものと考えています。

行財政運営につきましては、質問中にもご指摘をいただいておりますとおり、財政的に各種事業を有利に進めることもできる合併特例債を活用し、主に積極的にインフラ整備を進めてまいりました。

その特例債発行期限も今年度をもって終了、交付税につきましても、合併後10年間及びその後の5年間の激変緩和措置期間を経て、令和3年度からは一本暫定ということでございます。

これらを踏まえますと、これまで以上に慎重な財政運営が求められますけれども、一方で、地域でお暮らしの皆さまの生活を支えるための福祉施策や考査、将来への大きな投資となる教育や産業施策、インフラ整備等、積極的な政策展開を今後も引き続きしていかなければならないと考えています。

端的に申し上げますと、合併後一定期間は財政的にその恩恵に預かることができた期間と言えます。その期間が終了し、かつ進む人口減少化では、これまで以上の政策の的確性、スピード感が求められます。

合併20年を一つの節目とし、新たに政策体系の充実を図ってまいりたいと考えています。

議長(中島一郎君)

山本久夫君。

12番(山本久夫君)

ありがとうございました。

端的に言って総論ですので、お聞きしたのは総論的になってますんで、個々の各論的な話というのはちょっと避けたいと思いますが。トータルに言えば、私としてはまああっさり良かったと。合併して。

悪かったと、そういうメリットもあったりデメリットもあるのはこういう合併には必ずあるもので、それは仕方ないとしても、やはり、規模的に今考えるとですね、他の町村の合併と比べると、やっぱり黒潮町の場合は2町で一緒になったというメリットが結構あるんじゃないかと。特別広くもないし、かといって、特別人口が少ないわけでもなかったと。その当時。

そういうことを考えると、結構その合併の恩恵を受けたというような感覚を、私は持っております。

ただ、一つ心配としてはですね、合併当初から新町建設計画を基に事業を進めている。ずっと取り組んできたわけです。特に教育とか福祉というのは目に見えて、最低程度の財源を入れれば目に見えるわけです。

その点で考えると、特に黒潮町の今の時点で考えると、福祉行政というのは、僕は県下でもトップクラスの実績を上げてるんじゃないかというふうに考えております。

これ教育についても、他の市町村と劣ることなく、高水準の教育行政が行われていると、そう思っております。

ただ、この間の20年間の間、やはり一番ずうっと、誰のせいではないんですけど、その両町の格差是正が一定確保されて、是正はされてます。しかしながら、誰のせいでもない人口減少とか高齢化によってですね、各地域が本来行う活動がだんだん衰退されて、その運営が難しくなっている状況もあります。

今からは両町の格差はないとしても、やはり黒潮町全体の中の地域の中での格差、地域間格差が今から表れてくるんじゃないか。また実際、事業等によれば表れてる部分もあるんじゃないかと思ってます。

今後、黒潮町の取り組みとして、やはりこの地域間の格差を是正していく。どう対応していくかというのは非常に大事なことじゃないかと思うんで、そのへんをですね、少し細かい話になりますけど、そういう事情を町としてどう捉えているか、いま一度お聞かせください。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(大西勝也君)

それでは、再質問に答弁させていただきます。

ご指摘いただきましたように、産業振興であったりとか経済の活性化というのは一町だけではなかなか成し得ないものであって、また、さらに言いますとマーケット自体そのものが不確実性を伴うもので、資本効果をすれば必ず成功すると確約されたものではございません。

従いまして、なかなか課題解決の難しい分野ということを言えようかと思います。

今後の方向性ですけれども、域内の商店がキューツとシュリンクしていつてるわけですから打って出る以外に手はないというのは、これはもう明らかな事実だと思っています。

それからもう一つは、これまではですね、産業というひと括りでいろんな産業振興考えてまいりましたけれども、ここ数年の起業、なりわいを興す方の起業形態を考えてみますと、かなり多様化が進んでおりまして、もはや個別の対応をしていく必要があるかと思っています。

町内の起業件数っていうのは、それほど行政が扱うことができないような膨大な量ということでございまして、やり方によっては丁寧な伴走支援ができるものであると考えています。

そういったことをしっかりと丁寧に伴走支援をすることで、1つの起業、なりわいを興す方の起業をものにしていく。そして、商圈の設定もしっかりと外に設定をさせていただいて、経営が成立していくように支援をしていくというのが、これからの大きな方向性だろうと思っています。

個別にはですね、産業も各分野にわたっておりまして、一次産業から三次産業まで。先ほど申し上げましたように、各自産業ごとのフレームで振興施策をやっているだけでは少し追いつけない時代になっていると思っております。かなりブレイクダウンしたというか、細かく個別の対応を図っていく必要があると、現在の認識はそういうところです。

議長(中島一郎君)

山本久夫君。

12 番 (山本久夫君)

答弁、せっかくしてくれたんですけど、ちょっとね、僕は2問目の答弁のような気がしてずっと聞きよったがですけど。

再質問はですね、すいません、今からの黒潮町は人口減少や高齢化によって、その合併した両町の格差というのは大まかに言えば是正されていると思ってます。しかしながら、黒潮町の各地区の地区内の格差というのは、今からますます出てくるんじゃないかと考えております。

そのへんを、今からの黒潮町はもう少しそのへんの方に目を向けていつてないですね、その集落というか、地域が存続に懸ってくると。今からは。そういう時代になってくるんじゃないかと思うので、そういうところを町としてどう捉えているかいうことをちょっと再質問したわけですけど。

そのへんの答弁をいただきたいと思います。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

地域に残ってる産業を俯瞰して考えてみますと、やっぱり適地適作といいますか、その地域に産業が残るには残ってきた理由がございまして、それは、いわゆる適地ということであろうと思っています。

全体がシュリンクしていく中で、その適地の優位性というのが、だんだんだんだんこう毎月毎年毎年こう棄損され続けてきていると。それで限界値を突破したところでいったん、そのご起業いただいていたケースが市場から退場されると。こういうケースが、相次いでいるということになってると思います。

域内経済をターゲットとしたご商売、つまり、例えば生活物資の供給でありますとか、さまざまな地域で生活をするためのサービス、それからもう一つ大きく言いまして、外からお金を持ってきていただいて消費をいただけるケースを、主に観光分野ということになろうかと思いますが。これはそのビジネスケースだけではなくて、やっぱりどうしても地域の優位性に頼らざるを得ないということもあろうかと思います。

従いまして、伸びる芽は伸ばしていく。こういう姿勢が、まず第一に必要なところだと思ってます。

その一方で、ご質問がありましたように、マーケットの優位性が棄損されていって、なかなか商売の適地としての優位性が確保できないようなところ、しかしながら行政支援があれば、まだしっかりとマーケットと勝負ができる。あるいは、地域経済を支えていくことができる、地域の生活を支えていくことができるケースというのは山ほどございまして、そういったことを個別に、これからしっかりと対応していきたいと思っています。

いずれにしても、町内どこにお住まいになっておられても、あまりに極端な差があるというのは誰も望んでいることではございませんし、行政としても望ましいことであるとは思ってございません。

従いまして、できる得る限りの地域間格差の是正、これにも努めてまいりたいと思います。

議長(中島一郎君)

山本久夫君。

12 番 (山本久夫君)

それでは、2 点目にいきます。

この 20 年間の町政執行で、福祉教育行政においてはその取り組みにおいて、先ほど述べたように一定の成果が得られております。

行政の取り組みの中でも、課題解決の最も困難とされている産業振興や経済の活性化などにおいてはですね、なかなか難しいと。口で言うほど簡単ではないし、あっさり測れ測れ言とわれても、なかなか具体的なことがないんじゃないかという、苦慮しているんじゃないかと思っています。

今後ですね、業種を問わず、現役世代を支援しながら取り組みを継続することが、将来のまちづくりとか、持続可能な町政運営には不可欠なものと考えております。町が計画している、ふるさと納税を活用してる新しい取り組みなどを含めてですね、実施に当たり、現役世代との意見交換を実施し、今後の政策に反映する取り組みが実施できないかという質問でございます。

ところがですね、先日の町長の施政方針の最後の中に、令和 8 年度はいま一度、地方自治の本旨に立ち返り、これまで以上に地域を歩き、住民の皆さま及び産業界との対話を進めていきたいと、方針が出されておられます。私のこの質問に対する、これ以上、また、これ以下の答弁はないんじゃないかと思って読んだわけですが。

いま一度、その考えをお聞かせ願ったらと思います。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(大西勝也君)

それでは、山本議員の現役世代との意見交換についてのご質問に答弁させていただきます。

ご質問中ご指摘いただいておりますように、産業振興や経済の活性化というのは、行政課題の中でも解決の難しい分野と言えます。一定の資本投下をすれば得られる効果に、一定めどがつく分野と、つまり資本投下が

そのまま事業効果となりにくい分野です。

加えて、商圈をいきなり設定しているケースでは、相対的に人口減少と消費行動の多様化というのは、域内の購買力の低下を意味します。

しかしながらポジティブな視点では、一次製品の生産力を持つということは、年々その価値を高めておりまして、今後の伸びが期待される分野です。各種産業間でも大きくその課題構造が異なり、きめ細かい政策が求められると求められていると感じています。

産業分野に限らず、対話、意見交換は、地方行政を行う上での本質だと考えておりますので、その機会は積極的に設けてまいります。

一方で、これまでの意見交換のやり方では効果が薄いと感じていることも事実です。

従いまして、産業界におきましては、金融機関ならびに専門家等にもご参画いただける関係等も必要であると考えておりまして、令和8年度、そういった枠組みで、産業界との意見交換をさせていただきたいと思っています。

議長(中島一郎君)

山本久夫君。

12 番 (山本久夫君)

ありがとうございます。

なかなか、第3者ではありませんけど、やっぱりアドバイザーであったりいろんなことを活用しながら、黒潮町の産業振興のために手を打っていくということでございます。

ただ、施政方針にもありました、何でこだわるかというのは、わざわざ地方自治の本旨に立ち返るっていう言葉がありまして、久しぶりに聞いたなと思って。20年目が終わりました、新しいスタートをする上ではその言葉いうのはうんと大事じゃないかなと。

地方自治の本旨というのは一体何かなあということを考えますと、やっぱり2つ構成がありまして、住民自治と団体の自治がセットになって構成されるもんなんです。

それを具体化して制度にしたのが地方自治法で、その基は一番大事なわけです。黒潮町にとってその法律の中でも地方自治法というのはね。

その中で、どう考えますとやはり、じゃあその地方公共団体の果たす役割というのは何かと考えるとですね、大まかに言うと5つぐらいあって、まず、住民のサポートをすることが大事であると。2つ目が、地域の資源を再認識というか再評価するとかね、ということがええと。そしてまた、町民の意見を聞くと。住民の意見を聞いて反映する。それと、場合によっては地方公共団体が観光策を講じると。そういう目的と。

もう一個、何でしたかね、もう一つあるんですけど。

これらは5項目ぐらいあって、ものすごい大事なことなんです。その目的があって、職員の皆さんは日々の業務を行っているわけです。

やはりそうやって考えていったときに、町長がせっかく立ち返って今からのことを考えようというのであれば、やはり職員の皆さんもいま一度、地方自治の本旨にはどういうもんであったかいうのを立ち返ってもらって、今後の黒潮町にぜひ活用していただきたいと、そう願ってます。

産業関係であれば、特に言う、現状の経済状況を把握するというのが一つ、5つ目にあったわけですが、それは把握するだけじゃないんでね。事業課で今実施してる事業であったりいうのは、その把握した上で、町民や住民が問題としていること、困っていること、その対策のために交付金、補助金をやったり支援策を講じていくわけ。

やはりそうやって考えていくと、やはり話し合い、また意見を聞くというのはとても重要なことで、ぜひですね、そういう部分をもって、町長に限らず、職員がもう一度そこに立ち返って、ぜひ、黒潮町の再出発、この21年目からの再出発と心に留めていただいて、ぜひ今後の職務に当たってほしいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長(中島一郎君)

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、浅野修一君。

2 番 (浅野修一君)

おはようございます。

それでは、私の方から2問、今回質問事項の方を構えておりますので、答弁の方お願いしたいと思います。

まず初めにですね1番と致しまして、渇水対策についてでございます。

今年1月末から12月中旬にかけてしておりますが、放送なんかでは3月入っても、このことは放送されておりました。

大方地域では節水への協力要請が連日のように黒潮町から発せられた。

少雨、渇水の原因の一つに近年の地球規模の異常気象が影響しておられると思われるが、今後もこのような状況が恒例となり得ることが懸念されます。

速やかな対策の必要性を感じており、以下について問うとしております。

今も申し上げましたように地球規模の気候変動、まさしくその真ただ中に黒潮町もあります。

今回、節水という言葉ですね、放送の方が町から再々あったわけですが、住民の皆さん本当困惑というか、大丈夫かなっていうふうなことで危惧(きぐ)をされておりました。このことは本当、喫緊の問題であろうかと思えます。

対策の方が必要であろうと思しますので、町の本気度というところお伺いしたいと思います。

真摯(しんし)なご答弁をお願いします。

議長(中島一郎君)

建設課長。

建設課長(河村孝宏君)

おはようございます。

それでは浅野議員の1のカッコ1、今回の渇水対策についてお答えを致します。

大方地域において、河川水位の低下や取水地において水が少ない状況が見られたことから、1月27日から大方地域において節水への協力を放送により呼び掛けました。

また町のホームページやLINEにおいても節水のお願いを掲載し、節水への協力を呼び掛けました。

その他、使用量の多い施設を中心に、個別に電話にて節水の協力をお願いした次第です。

また、仲分川地区におきましても取水地の水量が減少していたことから、こちらの地区におきましては、配水池へ直接飲料水を運搬し水を確保致しました。

答弁は以上となりますが、今回の節水の呼び掛けに対し、住民の皆さまには大変ご不便をお掛け致しました。

また、長い間ご協力いただき誠にありがとうございました。この場をお借りし、お礼を申し上げます。

議長(中島一郎君)

浅野修一君。

2 番 (浅野修一君)

今、課長の方からもありましたように、仲分川では本当困っておられる方がたくさんおり、水を運搬したというふうなことでございます。

地区によってはこういった、本当生活に困窮するとか困ってしまう地区も多くあるかと、あがっただろうと思いますが、この渇水であるとか節水であるとか、そういったことが佐賀地域と大方地域では少しこう受け止めが違うとか、実情が違ってくる部分があると思いますね。

今回は雨が少ない関係で渇水というふうなこと、節水の依頼を町民の方にしたということ。

それと逆にですね、雨が多いときには多いときで、これあまり少しの水道の水では目に見えないわけですけど、お風呂なんか溜めたりした場合にもすごく濁ったような、そういった渇水でも困る、大雨でも困るというふうなところが、大方地域では再々というか毎年の恒例のようなことにもなっております。

このこともこれからですね、いつどんな気象状態になるのか、先ほども言った地球規模の気候変動、異常気象の真ただ中におるわけでございますので、これもまあ自然のことなので予測不能なのが現状ではあります。

これらについて、もう少しどのように考えるのか。予算措置の必要性についても考えていかななくてはならないのではないかと思いますので、再度答弁の方お願いできますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

この後の答弁の方でも触れる問題にはなりますけど、今回の渇水に対して一番心配されたのが大方の上水道区域、これ一番給水人口が多い区域でして、そちらの方の井戸の水とか河川水位の方の低下が見られたことからこのような節水のお願いをしたわけですけど、現在、水質の向上対策も含めまして、上川口の方に浄水場の施設を建設中であります。

この浄水場の方が建設され運用の運びとなったときにはですね、浄水施設ですので河川の水を直接井戸に入れて汲み上げることによって、その水を浄化することによって水をお配りするようなこともできるようになりますので、今回井戸の水が少ないことが心配されましたが、河川にはある程度水は流れてましたので、そちらを直接汲み上げることによって水をつくるようなこともできますので、今後の渇水については、そういった対策も取れるかと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

今も課長の方からありましたが、浄水場の方早いといいますか早期の完成の方をね、ぜひお願いしたいと思います。

いかんせんですね、今回のような節水への協力っていうのは、町民の方に、こう何ていいですかね心の不安の方が、大丈夫だろうかというふうな不安の思いの方がね大きかったように思いますので、今後もですね、そういった力強いとか生活の助けとか、そういったことになろうかと思います。その浄水場の方をしっかりとやっていただけたらと思います。

そういったところで今回の質問、渇水対策についてですが、現状の対策では少し不十分のところもあるかと思いますが、早期な庁舎内での再検討いいですか違った再検討とか、そういったこともしっかりとやっ

ていただいて、町民の皆さんの安心を与えていただけますようよろしくお願い致しまして、カッコ2の質問に移りたいと思います。

カッコ2と致しまして、渇水対策には、天然のダム創造が必要があるとの思いから、山林再生の早期対策の必要性を強く感じる。町の考え方、対応策があれば聞きたいとしております。

ここにありますように、人も動物もですね、地球上の生命全てのものは当然自然の中で生きております。

生きているというよりも自然に生かされているっていうふうには自分は思ってるわけですが。地球温暖化による異常気象の影響は、世界であり、日本であり、また黒潮町においても同様、多大な影響があります。大げさに聞こえるかもしれないのですが、今すぐどうにかしないといけない。そういった思いを強く持っております。

自然相手のことですので、ああしますこうしますっていうふうなお答えにはならないかとは思いますが、答弁の方をお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ2、渇水対策には天然のダム創造が必須であるとの思いから、山林再生の早期対策の必要性を強く感じる、のご質問にお答えします。

議員ご質問における渇水対策の必要性、また山林再生への対策につきましては、町における森林整備計画により定められており、いわゆる水源涵養林（すいげんかんようりん）がその機能を受け持つ森林となっております。

水源涵養（すいげんかんよう）とは、森林が水を貯え、浸透させることにより、地下水や河川水の水位を維持する役割を果たすことを指します。

森林は雨水を吸収し、地下に水を蓄えることにより、議員おっしゃられる天然ダムとしての機能を持っております。これにより、降雨時に水が速やかに地表を流れることを防ぎ、地下水としてゆっくりと放出をされるため、乾季にも安定した水の循環が可能となります。

現在、町における水源涵養林（すいげんかんようりん）の指定範囲につきましては、森林面積1万2,955ヘクタールのうち1万2,511ヘクタール、森林面積全体の96パーセントが指定されている現況も踏まえ、非常に重要な役割を担っております。

森林施策における水源涵養は、単なる水の供給を超え、自然災害の防止や多種多様な生態系の保護といった、多角的な効果をもたらします。森林の健全な管理と適切な施策がなければ、持続可能な水資源の確保は難しくなります。

そのため、中長期的な森林施策と水源涵養の関係性を深く理解し、これらを統合的に進めていくことが、今後の環境保全と社会との持続可能性を支える鍵ではないかと捉えております。

町としましても、森林における保育間伐、搬出間伐、皆伐、また再生林といった森林循環サイクルに基づき、各種事業に取り組むことが、結果としまして、議員おっしゃられる天然ダムの効果に結び付いていくのではないかと考えております。

今後とも、さまざまな角度より森林整備の方向性を探り、将来にわたり持続可能な町内森林環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

課長にも言うていただきましたけど、山にためるというふうな、そういう発想。山を天然のダムというふうな言い方を今回もしてますけど、山にためるっていうところ。その部分をですね、強く心に持っていたきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

そこで、今回の今3月議会において、過疎地域持続的発展計画というものが示されました。

この中にはですね、抜粋して申し上げますが、安全で衛生的な水道水を供給することは不可欠なことで、水質管理を行うことは水道事業の中核をなすものであり、谷川の表流水。表の流水ですね。に水源を求めている地域では、水源となる森林の徐間伐。除伐、間伐ですね。などによる保育や水源涵養となる保育林などの整備を行い、良質で安定した水量を確保することが課題となっているとありました。

このことをもう少し、何言うか掘り下げてやないですけど、もう少しお話いただけたらと思いますのでお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

この水源涵養に関する林業の方の対応としましては、基本的にほとんどが水源涵養林として定められている状況の中で特に縛りをかけていっているのが、それぞれのスギヒノキ等、あるいは広葉樹林におきましても、その伐採にかかる伐期、植えてから切るまでの期間がそれぞれ10年延びるような形で設定をしております。

それはすぐに切ったりとかですね、その切る部分をある程度長期で取ることによってそれを守っていく。そういう視点で定めておりますが、そこがまず、一つ縛りがかかるようになっております。

ただし、ちょっと違うところが、いわゆる保安林として指定される場合に、水源涵有林であるがそこに保安林の網がかかった場合には、今度はより一層の制限がかかりますので、伐採等々につきましては、一定のハードルはかかっていくという形になっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

今も課長の方からもありましたが、木は植えてすぐにどうこうっていうふうなね当然ものではございませんし、10年であるとか20年であるとか、スギヒノキであれば50年待たなくてはならないであろうとか、そういったこと本当、長い年月を経ないともにならないというか、そういったものでございますので。

そういった意味からもですね、先ほど来言っております天然のダムということになるとですね、時間がかかるがですね。当然のことではありますが。ただ、この天然のダム実現っていうのがね、自分としては急務であると考えております。

やっぱりこのことについては早期の着手というか、先ほど言ってもらった保安林であるとか、そういった縛りの部分はね当然あるかと思えますので、もうどこもここもというふうな話にはならないわけですが。

そのへんも踏まえた上ですね、早期の着手っていうのはできないんでしょうかね。

また、そういった計画というのは持ち合わせてないでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

現在、伐採等に係る計画の中でですね、町内における人工林の伐採、これに対しては一番にやはり経済性、そういった方と山主さんの方、あるいはそういった関係者に対して、どれだけのこの経済性が持っていたか。あるいは利益として出ていくかっていうところが、やはり一番重要視されるところでございます。

その部分で、そういった経済上の部分をクリアした中で、今後、いわゆる間伐が過ぎて皆伐、それぞれ全部切っていくような形にもなりますが、町としましては、そういった人工林の皆伐、全部切ってしまった後につきましては、いわゆる再生林の制度を現在立てております。

現在、補助金において県の方の補助金が68パーセントと22パーセント、合わせて90パーセントを県の方で補助金の方になっており、残りの10パーセントを初期費用の補助としまして、町の方で補助金を創設しております。

再生林の費用としましては、制度上は自己負担が初期の段階では掛らないような形で設定もしております。

そういったところで、少しでも山に手が入り、健全な森林状況が保たれるような形を目指すよう取り組みを進めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

補助の方が十分であるというふうなお話だったんで、少し安心といいますかそういう部分はあったわけですが。

それにしてもですね、やっぱり今課長言われた経済性であるとかそういったこと。これももちろんですね、大切なことであろうとは思いますが。当初から今回申し上げますように、天然のダムというふうな点から考えたら、スギヒノキで大丈夫かな。保水力がちょっと悪くて、大雨なんかの場合には災害にもつながってくると。

本当スギヒノキっていうのは、皆さんご存じだと思いますけど、大木でも本当根っこっていうのはですね、本当に小さいですね。大雨とか、大風とか。そういったことで、何箇所も今まで倒木、倒れた場面、自分も見てきております。そういったこともあるんで、やっぱり山を育てるという部分を自分はずっと大切に思って質問の方しておるわけですが。

そういった、保水力であるとかそういった部分から見るとですね、一説によれば2倍であるとか、あるいは樹林、山によつたらですね、3倍、4倍の例で広葉樹林の方が保水力は大きいというふうにいわれております。渇水対策であるとか災害への対策としては有効であると自分はずっと思って、こういった質問を再々しております。

良かれということはですね、やっぱりすぐに行くべきではないかと思ひますし、先ほども申し上げましたように木の場合、10年、20年、あるいは40年、50年というふうな、そういった長期的なスタンスでないと芽が出んといひますか、そういったことにならないわけで、すぐにでも取り掛かるべきだと思ひておりますが。

いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

早く取り掛り、そういった形で樹種の方ですね、伐期、伐採するまでの年齢、樹齢っていうのはそれぞれ確かに時間の方がかかることです。

先ほどちょっと私の方が申しましたが、スギの場合、標準でいきますと 35 年。これが水源涵養林の場合は 10 年延びまして 45 年以上が伐期という形に、伐期の下限ですね。始まりという形になっております。ヒノキ方はそれより 10 年、また長くなっております。

議員ご質問の広葉樹につきましては、伐期の始まりが 15 年。あるいはクヌギですと、10 年たてば伐期に入っていくということになっております。

ですので、仮にそういった形で広葉樹林の対応が進めれば 10 年、15 年、20 年、そういった形での実験の効果っていうところは出てくるとは考えるところではございますが、ただ、先ほど答弁しましたとおり、やはり 1 回植えた後、例えば管理していく中でなかなか経済性を伴わない、搬出を伴わない植林というかですね、植林等々そういうのも含めまして手が入らない状況というのが、担当の方としては考えております。植えっ放しになるのではないかと、あるいは、自然更新と同じように山がそのまま手が入らずにやはりこう荒れている状況も、一定想定しているところでございます。

やはりそういったところ、うまく経済性も捉えながら針葉樹、広葉樹の役割を捉えつつ、バランスが良いような対応を今後進めていくことが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

長い年月を要する山のことで、なかなか難しい面はあろうかと思いますが。

自分が心配するのは、例えば、今もスギにしてもヒノキにしても大きくなって、切っても経済的に助かるというか、経済的にも恵まれたり、そういったことになる時期に来ておると思いますが、果たして、自分心配するのはですね、木を切ってまたスギヒノキを植えるというふうな、そういった方が果たしているのかになっていうふうな心配というか、どうなんだろうっていうふうな思いもあります。木を植えた方がいいだろうとは思っていても、先ほども課長も言った下刈りであるとか、そういった世話の方をですね、どうもようしないというふうな思いの方が大半ではないかと思うわけですね。

そういった場合に、それこそ町の方がみたいな話にもねなっていくんじゃないかとも思っております。そんな心配もねしてるんですが。

元へもんで申し訳ないですが、保水力っていうふうなことでの意味合いも含めてですね、ひとつ提案というかあれながですが、大方地域では、先ほども建設課長の方も言うていただきましたが、蜷川水系の方からの取水が主という取水をしておりますので、例えば、蜷川の山林に特化したですね、広葉樹林の育成。そういったことはできないでしょうかね。

これ地区の皆さんにもご協力を得ないことには、やりますやしませんというふうな話ではないわけですが、そういった取水元である蜷川地区への植林、広葉樹林の育成。そういったことは課長、できないでしょうかね。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

水源地に限定しての、例えば地区を限定してのそういった形の説明とか事業展開、そういったものは現在、白紙の状態ではあります。

今後の進め方につきまして、町内水源涵養林、水源以外でも非常に多くのスギヒノキが、伐期の適齢期を超えて年数が増しているところではございます。そういったところにはですね、幡東森林組合を通じて情報をいただき、組合とともに適齢期を超えているスギヒノキ、そういったところの搬出、あるいは作業道、そういったところを計画的に前段に実施して、経済性が取れる形での提案がそれぞれの山主の方に行えるような形で年々の事業計画、そういったものは立てております。

その中で、伐期が過ぎて先ほど申しましたように皆伐、ある程度木がなくなったところに対しての再造林。これは特に取水地、水源涵養林かわらず再造林、これをとにかく町の方は進めてまいりたいというふうに考えております。

計画の方でもそのような形で、あくまで再造林が前提のやはり山を守っていくという認識は十分に持っておりますのでそういった対応で、個人財産ではございますが、そういった提案を組合とともに行って山の山林保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

ぜひですね、机の上に上げてもらって、そういった何言いますかお試し広葉樹林というか、そういった考えも持っていただきたいと思います。

そういうふうな方向性でいかないと、今回のような渇水というふうなことも、渇水による節水の町民への依頼というかお願いをせんといかん場面がますますこれから増えてこようかと思っておりますのでね、そういったことも考えの上に置いていただいて、ぜひですね検討していただきたいと思います。

それと申しますのも、やっぱり黒潮町には黒潮町と住民の命を守る、安全を皆さんに示すというふうなことが責務であろうと思います。今後の対応というか、そういった取り組みに期待を申し上げまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これでカッコ2の質問を終えて、カッコ3の方に入りたいと思ひます。

カッコ3と致しまして、取水地は現状のままで、再調査はできないのか。

また、今後の課題と対策があれば問うとしております。

答弁願ひます。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは浅野議員の1のカッコ3、取水地の再調査、また、今後の課題と対策についてお答えを致します。

黒潮町において現在使用している取水地は、町内に13カ所あり、給水箇所も12カ所に分かれております。

黒潮町で最大の給水人口を誇る上川口と鞭を水源とする大方上水道につきましては、水質向上を図る目的も兼ね、過去に新水源を調査した経過もあります。

しかしながら、条件を満たす水源は見つからず、水質向上のための対策もご承知のように浄水場を設置することとして進めてまいりました。

今年ほどの渇水は過去においてもあまり経験がなく、今後も同じような状況の場合は心配されますが、渇水対策を目的とする取水地の変更につきましては、給水人口が減少している今の現状から見ても考えてはおりません。

先の答弁の渇水対策でも触れましたが、今回の渇水により一番心配されたのが、最大の給水人口を誇る大方上水道の取水井の水位の低下と仲分川地区の取水地の水量の減少でした。

今後の対策と致しまして、同じような状況が起こった場合、大方上水道につきましては、現在浄水場の建設を行っており、運用が開始されれば、直接河川の水を汲み上げ浄水することも可能となりますので、渇水の場合はそのような対策を取りたいと考えております。

また、同じように浄水場を持つ旧簡易水道につきましても、同じく河川水を直接汲み上げる対応等が取れますので、そのような対策を取りたいと考えております。

また、大方上水道以外の井戸による取水を行っている水道につきましては、比較的水量も多く、配水量も少ない地域が多いため、今回の渇水において心配はありませんでしたので、特段の対策は考えておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

各地区にね、多くの取水場があるわけですが。

今回のこんな質問ですが、ただ単に調査してくださいというふうなことではなくてですね、今課長の方からも答弁いただきましたけど、蜷川流域においてももう少し上流であるとかそういったところでもですね、再調査すればひょっとあるんじゃないか。豊富な地下水があるんじゃないかというふうにも思うわけですが、今度新たにね大きいところができるようにはなってますが、その取水の部分で言うと、やっぱりね心配するがですよ。どうしても。

これからのことを思ったら本当不安が募ってしまうわけですが、そういったもう少し蜷川水系の上流部分であるとか、これまでと違った場所での再調査、そういったものの計画はありませんか。また、できませんか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答えします。

過去に水源の調査を行った経過もございまして、実は蜷川地区においてもですね、平成 28 年に 3 カ所ほど調査ボーリングを実施しております。

今、上川口で取水している層というのは浅い層になって千層地下水という層から汲み上げてるんですけど、それよりか深い層での調査を行いました。それ深層地下水というんですが。そちらの層での発見を求めて、蜷川地区でも 3 カ所ほどボーリングを行ったんですけど、残念ながらそういう層が見つからずですね、現在に至っております。

その調査を受けまして、翌年、平成 29 年にですね、今度はこちらは浮鞭地区にて調査を行ったんですけど、調査の結果、その深層地下水からの必要な用水量は確認されたんですけど、初期費用、ポンプ場を設置したり、あと配水池の方をちょっと増設したりとかする必要がございまして、そういった費用等を、ろ過施設を設置する場合と比べた場合にそちらの方が費用が増額となったような経過もありまして、今のろ過施設の方を選んで設置したような経過もございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

そうですね。

今課長の方から言われた、浮鞭地区では以前酒造会社があったこともあって、そちらの方の調査で十分にいい水があるというふうなことで南郷小学校の隣に工場があったわけですが、そういったことを何でそちらにできなかったのかなっていうふうな思いもありますし、今回、大方浄水場の方に造るそういったものも鞭の小高いところもありますんで、そういったところへの変更もできなかったのかなあっていうふうに自分、ずっと思っていました。

そうですか。残念というか、もっとこう目先を変えた調査であったり、取水場所の変更であったり、そういったこともですね、考えていただけたら良かったのかなあというふうにも思います。

やっぱり1つのところにこだわった施策というかそういったものでなくて、いろんな方面からの考えによる施策の方も大事であろうかと思えますんで、今回の大方浄水場の方をほかへ変更というふうなことは当然予算的にもですね、無理であろうかと思えますけど、ぜひ、先ほど申し上げました蜷川地区の再調査の方ですね、ぜひもっと深いところで再調査をしていただくとか、そういったことで水源の確保の方をですね、ぜひ再度考えていただけたらと思います。

今後もそういったより一層のですね、違う目線での対策であるとか対応の方をですね、お願い致したいと思いますのでよろしくお願いします。

これで1問目の質問を終え、2問目の質問に入ります。

2問目と致しまして、これも水に関することで申し訳ないのですが、水道事業についてでございます。

人は、水がなければ生きていけない。水は、人間はもちろんのこと、その他の全てにおいても生きていく上で欠かすことができません。

水道事業の現状を見ると、将来的な不安を感じております。

町の考えと課題、今後の対策について問うとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

2 番（浅野修一君）

元い。要旨が抜かっておりました。申し訳ありません。

カッコ1と致しまして、町内の、特に水道本管の敷設の現状について問うとしております。

申し訳ない。お願いします。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは浅野議員の2のカッコ1、水道本管の敷設の現状についてお答えを致します。

水道本管、いわゆる基幹管路と呼ばれています管路の敷設状況ですが、令和7年3月末の状況となりますが、導水管が5,788メートル、送水管が8,750メートル、配水本管が3万8,718メートル、合計で5万3,256メートルあり、給水区域内全域に配置されています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

長いですね。5 万 3,256 メーター、なかなかだとは思いますが。

この本管の方ですけど、経年劣化ですね、もう 50 年を過ぎた部分が多々あるかと思います。これ、全ての本管は今すぐにはなかなか、そりゃあいかない話であると思います。

現状でのですね、再構築における計画をお聞きしたいわけですが、先ほどの漏水対策の分でもお話しましたが、持続発展計画の中にですね、水道施設については耐震化更新計画を基に重要給水拠点施設管理や耐震性の低い管路の耐震化、給水拠点となる施設の耐震化を推進しますとあったわけですが、これらにつきましても現状においての計画というふうなのがありましたら聞きたいと思います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答えします。

議員がおっしゃられましたように、耐震化更新計画というものを令和 2 年度から作成してまして、基本的にはそちらの方を基に更新の方を進めております。

こちらの耐震化更新計画も見直しの方も行ってまして、先ほど議員もおっしゃられたように重要給水施設であるとか、そういったところから管路の更新を進めるような計画となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

それでは今の件ですけど、現状においてですね、例えば、地区によると思いますがどこからどこまで敷設工事が終わってるとか、これからするとかそういった部分。分かる範囲で結構ですし、それについての工事費用といえますか予算の方ですね、概算でもよろしいですが、分かっておられる範囲で教えてもらいたいと思います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答えします。

どこからどこまでというような、現在は早咲から加持地区に向いて進めておりますけど、ちょっと耐震化率の方を申し上げたいと思います。

町内におきまして、先ほど申しあげました基幹管路である 5 万 3,256 メートルについてですけど、耐震管と呼ばれるもので敷設しておる個所が 7,825 メートル、耐震適合管といわれましてこちらも耐震性のあるものですけど、そちらが 5,627 メートル。耐震率で言いますと、全体を合わせまして 25.3 パーセントが今の現状の耐震化率となっております。

それで工事費の方ですけど、こちらちょっと場所によっても変わってきますが概算で申し上げますと、大体

大きさが100ミリ、10センチですね。口径の管を敷設する場合が、メーター約15万円、150ミリになるとメーター約18万円、200ミリを敷設する場合ですとメーター約200万円くらいになるかと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

やっぱり予算、かなり要りますね。

今すぐっていうふうな話にはならないとは思いますが、計画的な敷設の方をお願いしたいと思います。

その敷設計画の方ですけど、佐賀地域、大方地域あるわけですが、優先順位って言うところとちょっとおかしい話になるかと思いますが、どういった計画で、どういった対応になるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答え致します。

大方地域、佐賀地域あるわけですけど、先ほども申しましたように重要給水施設、例えば病院であるとか、あと、例えば、今、加持地区に向けてやってるんですけど、そちらの利用としましては、北側の北郷であるとか、そういったところに向けてのつながる管になりますので、そういったところを優先的にやってるとか。

あとですね、年数の経過によって補助の対象になる分もありますので、例えば40年経過している管を優先的にやるとか老朽度とか、そういった面も勘案致しまして、現在進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

ありがとうございます。

いずれにしても、やっぱり莫大な予算の確保の方が必要であるようで、今すぐにはいかんわけですね。

さまざまな課題はあろうかと思いますが、とはいえ現状のままというわけにはいかないと思いますので、補助であるとかそういった部分も含めてですね、ぜひ早期に耐震の本管敷設の方をぜひお願いしてカッコ1の質問を終わり、カッコ2の質問に入ります。

カッコ2と致しまして、南海トラフ地震への危機感が高まる中、水道事業における耐震対策をどのように捉えているのか。

また、国、高知県への要望活動はどのようなものか。

現状と今後の課題、対策を問うとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは浅野議員の2のカッコ2、水道事業における耐震対策をどのように捉えているか。国、県への要望、現状と今後の課題、対策についてお答えを致します。

水道事業における耐震対策につきましては、非常に重要と捉えており、耐震化対策の事業実施は、基本的に

は令和2年度に作成しました黒潮町水道施設耐震化・更新計画に見直しをかけ実施しております。

計画の中では、基幹管路や重要給水施設へつながる管路から更新を行うこととしておりますが、基幹管路等であれば老朽管の更新に合わせ耐震管とすることにより補助の対象となるものもありますので、そのへんも考慮しながら更新を行うこととしております。

また、高規格道路整備関連の移転対象となっております水道管につきましても更新を行う計画となっており、更新の際には耐震管にて施工することとしております。

配水池や取水地等の施設におきましては、老朽度や耐震性を判断し更新を行うこととしております。

次に、国、県への要望活動についてですが、基本的に要望活動につきましては、高知県水道協会や県を通じ要望、政策提言を行っており、水道施設耐震化への促進については、予算の確保や採択要件の緩和を要望しております。

また、応急給水、応急復旧対策の促進についても要望しており、資機材整備への財政支援制度の拡充や国による代替機能の確保の要望を行っております。

耐震対策の課題と致しましては、施設数も多く保有しており、また管路延長も長いため、施設の更新に多額の費用と期間を要することが課題として挙げられます。

また、その他の課題として、施設の老朽化や労務費、資材費等の高騰による修繕費の増など、維持管理費の増加や人口減少に伴う給水収益の減等も挙げられ、それらの対策と致しまして、施設の縮小や統合等も含めて考えているところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

計画的にはやっていたいようなので、少し安心はしております。

国、県への要望であるとか、そういった部分でもやっていたいようなんですが、何につけてもそうなのがですけども、黙っていて国、県からこれ使いなさいっていうふうな話はまったくないわけで、やっぱり黙っていて待っておったんでは十分な予算の獲得にはならない。これが現実でございます。

国も県もですね、そういった現状というか今のを見て、事前復興にはね予算も含め力を入れておるところであると思っております。今後も積極的なそういった施策であったり、予算であったり、そういったこともね期待できるんじゃないかとも期待を持っておるところなんです。

当町、日本一の34.4メートルの津波高の想定というものを14年前に受けたわけですが、そういった黒潮町であってですね、その当時大西町長だったんですが、本当町内外を走り回って、町民の元へも足を何度も何度も運んでいただき、国の方にもですね、県の方にも本当走り回っていただいたおかげで現状があるというふうに自分は思っておるわけですが、そういった意味においてもですね、国の方に太いパイプを、町長お持ちじゃないかと思います。人脈というかそういった部分も含めてですね、持っておろうかと思っております。

そういった意味も含めて、何か町長すごいアイデアマンであったりもするわけで、いろんな知識というかそういったものを持っておられる。町長の何か目先を変えたいとか町長の国、県への積極的な要望活動ですね。そういったものもあれば、また、秘策的なものがあればですね、お聞きしたいと思っております。

お願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

秘策持ち合わせているかと言われますと、現状持ち合わせていないという答弁になるんですけれども。

水道事業本体ですね、通常行っている水道事業。これについては、例えば、いろんなところの制度改正をお願いしたりしようとするんですね、大きな力といいますか大きな集団で要望する必要があるかと思います。1町からお願いをしてということにならないと思いますので、できるだけ各種団体を通じて、圧力をかけるべきところは圧力をかけ、政治力を使うところは政治力を使い、ということで要望を続けていきたいと思います。

また、本町少し特殊事情もございまして、町内ほぼほぼ全域で高規格道路の延伸が進んでおりまして、当然のことながらその延伸個所によっては水道管の移設等々も、ケースとして出てまいります。そういったときですね、補修単価の交渉であったりとかってというのはこれまでもずっと繰り返しやってきておりまして、これも引き続き行ってまいりたいと思います。

それから、地方を取り巻く水道事業ですけれども、黒字で経営をしろというのはですね、恐らくもう限界であらうと思っています。

特に高知県内だけを見ましても、詳細を全て比べたわけではございませんけれども、代表的によくいわれる、例えば管路延長ですと、高知県第2位、黒潮町は1人当たりの管路延長っていうのはそういった●●●●しているわけで、当然のことながら配水効率は悪いわけで、どうしても赤字体質になるならざるを得ないといううなことになってまして、一律黒字経営を目指しなさいというのはこれはもう無理です。正直な話。

従いまして、地方全体を取り巻く財政措置の中で水道事業がどう位置付けられるかという切り口でしっかりと要望を行って、この水道事業が地方財政にとっての財政負担にならないようなそういった位置付けになるように、これからも要望活動を続けてまいりたいと思います。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

今後ともですね、積極的なそういった要望活動であったり、いろんな提案の方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

また、先ほど出ました高規格道路なんかの部分では動きも出てこようかと思いますが、その都度、またぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、この質問の趣旨の部分で優先順位というか、今回の1問目、2問目に共通する部分なのですが、やはり水っていう分をもっともっとうきるための水、生きていくためには水がなければ人間生きていけませんので、そういった部分をですね、もっともっとうきいいますか重く受け止めていただいて、全庁的な取り組みとして、そういったこともお願いしたいと思います。

建設課水道の方であるとか、海洋森林課であるとか、そういったところだけの受け止めではなくて、やっぱり全庁的な受け止めによってですね、何事もこれから進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひして、今回の私の一般質問終わります。

議長（中島一郎君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、10時50分まで休憩致します。

休 憩 10時 29分

再 開 10時 50分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

それでは私からはですね、これからの、来年度からということをお願いします。人権教育、啓発についての質問を致します。

当町では、人権尊重のまちづくりを基本理念として、人権教育や啓発活動を推進してきました。また、町では条例や基本方針に基づき、学校、家庭、地域などが連携して、人権意識の向上に取り組むことが求められております。

しかし近年、部落差別をはじめ、インターネット上の誹謗（ひぼう）中傷、外国人住民への偏見、性的少数者への理解不足など、人権課題が本当に多様化しているのは現実であります。国においても、令和8年度から人権教育啓発に関する新たな基本計画が実施されようとしております。

そこで、本町における令和8年度からの人権教育啓発の基本的な考えについてお伺いを致します。

まず初めに、学校における人権教育について、よろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の、学校における人権教育についてのご質問にお答え致します。

町では、人権侵害の解消を目的と致しまして黒潮町人権施策推進基本方針を策定し、全ての人の人権が尊重される人権文化のまちづくりを目指し、人権教育および啓発の施策を推進しているところでございます。

学校における人権教育につきましては、単なる知識の伝達にとどまらず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心や豊かな人間性を培う必要があります。そういった心や人間性を培うためには、人権感覚を磨き、一人一人の実践力を高めることが重要となるため、子どもの発達段階に応じた人権学習の推進や施設に出向いてのフィールドワーク、高齢者や障がい者、外国人との交流など、今後もさまざまな体験学習を実施をまいります。

また、学校における人権教育の推進に当たっては、教職員の資質の向上が不可欠であることから、学校の校内研において教材活用や、県からの講師、地域の方を外部講師としてお招きしての講話や助言をいただくなどすることで、教職員の人権に対する正しい理解や認識を深めるとともに、指導力向上を図るための研修を充実をまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

今まで以上に、命の大切さや人権づくりのまちづくりを核として、命の大切さや他人のことも同じ立場になって考えると、人権感覚を磨くとかのフィールドワーク、本当にやってもらいたいと思います。

そしてですね、人権問題への問題の深まりが本当に十分なのかなという疑問もあります。というのはですね、授業や公演だけで今までやってきたんですね。それが今までは、そういった取り組みが本当に黒

潮町の小中学校では取り組んでくれているということですが、僕思うには、日常生活との結びつきがまだまだ弱いのではないかなと思っております。人権教育が特別な事業として行われることが多いのではないかな。いじめやSNSでの誹謗（ひぼう）中傷など、身近な問題に十分結びついていないことがまだまだあるのではないかなと思いますが、その日常生活との結びつきの弱い、ではないかなという感覚はあるんですけれども、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

授業で行われることを人権、日常の生活に結びつける力につきましては、学校の総合の時間も使いながらいろんな形でですね、学校現場の先生も、子どもの知識と実生活を結びつける取り組みを展開しているところがございます。その中では、個別最適で共同的な学びというところとすると、子ども自身が課題解決を見つけながら進める授業というものに意識をしながら展開をしているところです。

人権の学習はもとより、人権以外の全ての生活をどう結びつけるかというところについては、これまで研究をしているところではございますけれども、引き続き来年度も研究をしながら、人権の学習と実生活と結びつけるところは進めていく必要があるというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

総合の時間などを利用して1時間でも、少しでも多くの時間を費やしてこの人権に関して、やはり学校で取り組んでもらいたいと思います。

そしてもうね、教職員の指導力や研修はどうなっているかなということをちょっと聞きたいんですけども。

多様な人間課題に対応するため、教職員自身の理解や指導力をさらに高めるということが必要になってくると思います。人権教育の中でも、特に同和問題に関する教育は、長い歴史の中で本当に取り組まれてきた重要な課題であると捉えております。差別のない社会を実現するためには、継続した学習と理解が必要であると考えます。しかし近年、教員の世代交代が進む中で、これまで同和教育について十分に学ぶ機会がなかった教職員も増えているのではないかなと思います。実際、小学校の教職員が20代、30代と、本当に若い世代に代わってきております。教員自身の研修や学習の機会を確保することが十分ではないかなと思います。

そこで、ひとつ伺います。

現在、学校現場において同和教育をこれまで十分に学んでいない教員に対しての、どのような研修や指導を行っておるのか。

また、今後どのように教員の理解を深め、人権教育を進めていくのか。

教育委員会の考えをお聞かせください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

教職員の人権に対する学習につきましては、年度当初に転入教職員の人権学習を毎年実施をしているところでございます。黒潮町の人権教育を進める上でですね、まず黒潮町に転入されてきた先生には、その方向性をレクチャーをしてる時間を確保しております。それからまた、町の人権教育研究協議会の中で研究大会を開き、そして学校の実践の報告会の学習の場を持っております。そこに至るまでには、学校で校内研修を行って人権学習を行い、そして人権主任会も持ちながら、人権主任会の中でも学習を再度構築をしながら進めているところでございます。この部分につきましては引き続き行うところと、それと併せて、今の現状もしっかり捉え直しをしながら学習を深めていくことが必要だというふうに考えております。

黒潮町のいろんな課題がですね、多岐にわたって、それと時間軸も随分インターネットなども通じて環境も変わってきておりますので、それらもしっかり捉え直しをした学習内容が必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

去年の11月でしたでしょうか。小学校の若い世代の先生たちが独自で町民館の方に来ていただいて、どうしても話を聞きたいというふうなことで、僕は1時間ほど話したことがありますけども、そういった積極的な取り組みをですね教育委員会の方もしっかりと推進していただいて、その若い世代の人たちにも本当に今の現状をしっかり把握していただき、指導の方よろしく願いを致します。

そしてですね、一番大事なのは学校もちろん大事なんですけども、家庭や地域との連携はまだまだ不足しているんじゃないかというふうに捉えております。人権意識は学校だけで育つものではなく、やっぱり地域社会を連携して取り組む必要があると思います。

さまざまな取り組みを今までもやってきているんですけども、令和8年度から、こういうものをまたやりたいなというような取り組みはないでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

今の段階で直ちに新たな取り組みということではございませんけれども、PTAの人権問題学習会はこれまでも開いております。昨年度、生徒が233名、保護者95名、教職員90名、その他46名の、合計464名のPTAが主催による学習会も開催しております。

この学習会でもですね大事にしながら、そしてPTAとともにですね、新たな研修方法が必要であれば研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

PTA の人権問題の講演会なども主催をしてやってくれと。保護者がちょっと 95 名は少ないかなと思いますので、できたらそこらへんの声掛け、周知の方法なども工夫しながら、これからしっかりとやっていただきたいと思います。

2 番目の、インターネット上の人権侵害についてです。

今年度ですね、ちょっと調べたんですけども、部落差別の書き込み、これ高知県です。高知県の部落差別の書き込みがですね、45 件ありました。そのうち、8 件だけが削除されております。匿名性の高いインターネット上では一度拡散されたらですね、情報を完全に削除することが難しく、被害が長期にわたるといえるケースが続きます。このような状況の中でですね、差別をなくし、人権を守るための取り組みはますます重要になってくると思います。

まず、学校教育や地域啓発を含め、インターネット上の人権侵害を防ぐための今後の取り組みについてお願いを致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の、インターネット上の人権侵害についてのご質問にお答えを致します。

インターネットの普及に伴い、その匿名性を悪用し、SNS や電子掲示板に他人を誹謗（ひぼう）中傷する表現を助長するなど、人権を侵害する事例が増加をしております。

令和 5 年度に町で実施致しました黒潮町人権問題に関する意識調査結果によりまして、インターネット上で他人を誹謗（ひぼう）中傷する表現の情報を見たことがありますか、との問いに 50 歳代以下の世代においては、見たことがある割合が見たことのない割合を上回っており、身近な人権問題であることが分かります。

町内の児童生徒におきましても、学校での生活調べや県の状況調査結果で、スマートフォンやタブレットの学習以外での長時間の使用による生活習慣の乱れが指摘されております。長時間の SNS 利用は、SNS を介した犯罪や人権侵害に巻き込まれる危険性も危惧（きぐ）されるところです。そのため、各学校において授業の中で情報モラル教育を推進することや、家庭でのメディアルールとして、スマートフォンやタブレットの利用時間を呼び掛け、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取り組みを推進をしております。

また、PTA の人権問題研修においても、情報モラルについて実施することで保護者に対する啓発を強化し、学校、家庭におけるインターネットの適正利用の教育、啓発を推進してまいります。

また、インターネット上での人権侵害発生時には、当町の人権侵害事象についての基本的対応基準に基づき、県や法務局、関係機関とも連携しながら、問題解決を図ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

学校なんかでもきっちりやってるということで、ありがとうございます。

ちょっと、もう一つ聞きます。

今、本町においてですね、インターネット上の差別への書き込みの実態というものは把握はありますか。

また、ありましたら件数は。

お願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

当町の方で把握しているインターネット上での差別事象というのは、令和4年度に町内の施設や風景がインターネット上で晒され、悪意の込められたコメントとともに伝えられた事例を確認しております。こちらの方につきましては削除要請をして、現在は削除されているものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

一度僕が一般質問された、令和4年のあの件からこっちはないということですよ。

それで、差別で1つ聞きたいんですけども、差別的な書き込みが確認された場合ですよ、削除要請や相談対応など、どのような対応を教育委員会はこれから、今までもですけども対応をしていくんでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

インターネットでの書き込みにつきましては、その内容を確認した上で、県や法務局に相談をしながら、その内容が差別的なものであると判断される場合には削除をしていくという流れになってまいります。

これはこれまでも行ってきた行動でございますので、引き続き行ってまいりますものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

県や法務局と連携しながらってことですね。

これを住民が本当に知っているのかということなのですが、このできればですね、広報にでもですね、1年に1回ぐらいは、こういうことが起きたらこういう手続きをとってくださいと、そういうような周知はこれから可能ですかね。

どうでしょう。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

広報等でそういった書き込みを見つけた場合のことについてお知らせすることは大事なことだというふうに思っております。

インターネットをでの書き込みつきましては、被害を受ける場合と、また知らず知らずのうちに加害になるとこういうことも考えられますので、そういった内容も踏まえて、今後、人権の課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ぜひよろしくお願いします。

これだけやっぱり、1 日にやっぱり普通の人でも 30 分、1 時間と、インターネットを利用する時代です。できればですね、そういった取り組みも積極的によりしくお願いを致します。

3 問目いきます。

人権尊重の社会を実現するために、行政や学校だけでなく、企業や事業所を含めた地域全体で人権意識を高めることが重要であると思います。職場においても、ハラスメントや差別的言動、外国人労働者や障がいのある方への理解など、さまざまな人権課題への対応が求められているところです。安心して働くことのできる職場環境を整えることは、企業の社会的責任としても重要になっていると思います。

そこでお伺いします。この質問も何度もしていますけども、企業、職場での人権研修について、今の現状はどうなっておるのか。

そして、これからどうするのかということをお尋ねします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の、企業、職場での人権研修についてのご質問にお答えを致します。

企業も社会を構成する一員であるとする考え方から、その社会的責任や社会貢献が重要視をされております。企業や職場においては、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、性別等による不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、顧客等の人権に配慮した対応が必要となっています。

町では、多くの方に人権を身近に感じてもらうため、じんけん出前講座として企業に出向いての人権啓発研修を実施していくほか、人権講演会の開催を通じて、企業、職場における人権啓発活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

実施する研修については、自分自身の問題として人権を考えることができるよう、ワークショップなど、単に行くだけの研修ではなく、参加型の研修会を開催するなど、効果的な教育活動を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

それで、企業向けの研修啓発活動など、実際に今行っている件数なんか分かりますか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

出前講座の方は件数的には少ないんですけれども、令和7年度に1件、令和6年度も1件実施しているといったところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

まだまだ、令和7年度も1件ということで、まだまだこれからやらないかんことはいっぱいあるんじゃないかなと思っております。

今後、企業や関係団体と連携した人権啓発活動をやっぱり進めていかなければならない。やはり企業へですね、町人協を利用して、講演でもやってくれないかとか。

その町人協にも企業部会というのがあります。その企業部会と連携して、こういうことをやってくれないかとか、そういうような案はないですかね。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

今現在では具体的な案というものを持ち合わせているわけではございませんけれども、先ほど、澳本議員が申されましたとおり、黒潮町人権教育研究協議会の中には企業部会という部会がございまして、各種イベント等で企業部会の方がいろんなPR活動も行っているところなんです。その部会とももっとです。連携を図りながら、その企業企業の中でできることということを今後、町教育委員会として寄り添い、伴走できる場所は一緒に考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ぜひともよろしくお願いします。

続いてに、行政職員、職員の方たちの人権問題に対する啓発活動ですけども、行政職員はやはり町民の中心になって、この人権問題啓発をやっぱり取り組んでいかなければならないと思っております。

行政は住民の人権を守る立場にあるんで、判断や対応が人権に直接影響がある。地域社会の人権意識を高める役割もある。公平、公正な行政を実現する。これからの行政職員には、社会の多様化に対応した人権意識がこれまで以上に求められていると思います。近年は、外国人住民の増加や、障がい者、高齢者への支援、LGBTQ など性の多様性への理解、インターネット上の誹謗（ひぼう）中傷など、新しい人権課題が生まれております。行政職員は全ての住民が安心して生活できる社会を実現するため、公平、公正な行政サービスを提供しなければなりません。そのためには、人権に関する正しい知識を身に付け、差別や偏見のない対応を心掛けることが重要であると考えます。

また、住民の相談や問題に適切に対応した人権侵害を防ぐ役割も、行政には求められていると思います。そのため、継続的に人権学習を行い、地域社会の人権意識を高める取り組みを進めることが、これからの

行政職員の重要な課題と捉えております。当町の人権に関する取り組みは、僕はこの場で何度も言っておりますけれども、他の市町村に比べ本当に積極的に行ってくれていると思います。

これからの行政職員の人権啓発活動、令和8年度から今まで以上にレベルアップをしていただいて、どう取り組んでくれるのか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

町職員の人権研修につきましては、議員おっしゃられるとおり、とても重要な事項であるというふうに考えております。これは人権係が知識を身に付けるということだけではなく、全町的にですね、職員が人権感覚を身に付けて、それぞれの職場、仕事の課題に応じた人権対応をしていく必要があるというふうに考えております。それも含めて、現在の黒潮町の人権課題というものを明らかにしながらですね、そういったことを学習の課題として、今後、全町的な研修を積み重ねていく必要があるというふうに考えております。

こちらの研修につきましても、単なる講演会を聞くだけではなくて、やはり個人個人がそれぞれの職場で考え得る研修につなげられるような内容を、今後展開してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

本当にですね、他市町に比べて本当に積極的に、この黒潮町はこの人権に関して、同和問題に関して本当に取り組んでくれてると思います。本当に今まで以上に、来年度からも積極的に何といってもやってくれてることを願います。

最後に、相談体制についてです。

本町では人権相談窓口や人権擁護委員による相談体制が整えていると理解をしておりますが、住民が安心して相談できる体制が十分に機能しているかが重要であると思います。

そこで、本町における人権相談の件数、また相談体制の現状をどのように評価しているのか。

また、相談体制の充実に向けてどのような取り組みを行っているかをお伺いします。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の、相談体制についてのご質問にお答えを致します。

令和5年度に実施しました黒潮町人権問題に関する意識調査結果によりますと、人権が侵害されると思ったときどうされましたか、どなたかへ相談したことがありますかの問いに、友人、職場、同僚、上司が40.40パーセントで一番高く、次いで、何もしなかったが39.8パーセントとの結果が出ております。また、何もしなかったと答えた方の年代別で見ると、60歳代、70歳代で割合が高くなっております。

国や県、関係機関とも連携をしながら、年代を問わず相談しやすい環境体制を整える必要がございます。相談については、必要に応じ適切な窓口につなぐことなど、円滑に行われるよう努める必要があります。

町の人権に関する相談体制につきましては、人権係、佐賀、大方の両町民館、児童生徒等の対応としましては、児童館の窓口や電話のほか、黒潮町ホームページにおきましては、人権係代表のアドレスでメールによる相談も受け付けております。また、法務省との連携により町内に出向いての人権擁護委員による人権相談や弁護士による無料相談を実施しております。

学校におきましては、担任の教師だけでなく、全ての学校関係者が児童生徒の相談者であるほか、こどもの人権 SOS ミニレターのポストを設置し、教師や保護者にも相談することができない児童生徒の悩み事を把握する取り組みも行っております。

これらの相談窓口について、引き続き広報等での利用を周知をしてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

人権相談体制の整備というか、しっかりと広報などでも周知しているということで分かりました。

しかし、人権問題は表面に出にくい問題だと思います。相談体制が整っていても、住民が実際に、本当に利用しやすい状況なのかどうかという点がやっぱあると思うんですけれども、そういった検証はされてるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、澳本議員の再質問にお答え致します。

先ほど答弁の中でございましたように、人権問題の意識調査でまだまだ相談につながっていないということも把握しておりますので、こちらにつきましては、相談をしやすい雰囲気、環境、そして相談を引き出せる力というものも大事になってくるというふうに考えるところでございます。

先ほどの職員の研修と重複するところも出てくると思いますけれども、職員のやはり聞く力も必要で、聞き取りしながら対応してまいる必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。もう一つ。

実際、この人権相談というのをやってますよね。そこで実際どれぐらいの件数が来ておりますか。なかったら、もうありませんよという想像はありますけれども、実際件数というのは把握してますか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

人権相談の方については、近年、数が減ってきております。各地区に入ってマイク放送等も掛けながら呼び掛けをさせていただいておりますけれども、以前より減ってきている状況でございます。具体的な数字は持ち合わせておりませんが。

一方で、弁護士相談の方は年間1回に4件を、年間4回行っております。こちらの方は全てが人権というわけではございませんけれども、さまざまな課題の相談がございます。こちらの方は、いつも予約で満杯になる状況になってございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

確かに本当に人権相談、環境は整って、何か周知もしっかりしていつてくれる。その相談体制をしっかり構築していつて、ずっと続いてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

1月、2月と、1月の横浜解放まつり、そして2月の大方人権まつりを行い、参加者が両方で600人弱の参加でした。まだこの600人というのが多いか少ないかというと、まだまだこの人権に関して本当に少ないんではないかと思います。

そこで、2つの町民館、2つの児童館がありますけれども、本当にこれから、特にこの町民館と児童館が、この人権に関してやはり中心となってやっていかなければなりませんけれども、最後に地域住民課長に伺いますが、この人権啓発にこの町民館、児童館の重要な役割があると思いますが、これからの取り組みはどうなっておるのか、まずお願いします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

まず、町民館の今後の取り組みとしましては、差別のない明るい地域社会と人権文化を育み、人権尊重のまちづくりを目指して、人権学習や交流促進事業をより一層進めるとともに、地域住民の福祉、生活向上のために、訪問や相談事業をより一層充実させていきたいと思っております。

また、児童館におきましては、解放子ども会活動をはじめ、放課後や休日における子どもの居場所づくり、日常生活や子育ての悩みを抱えている保護者を対象にした居場所づくりを進めるとともに、差別をなくし、人を大切にできる子どもを育てる取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、町民館、隣保館の職員の方たちも今まで以上に忙しくなるくらいに、この人権啓発に取り組んでいつてもらいたいと思います。

今回の質問は、いずれも本町の将来にかかわる重要な課題だと捉えております。行政と議会が共に知恵を尽くし、住民一人一人の尊厳が守られる社会を築くことが今、強く求められていると思います。

今から 100 年以上前、水平社宣言は次の言葉をもって●●●しました。皆さん知っているとおり、人の世に熱あれ、人間に光あれと結んでおります。この言葉は、時代を超えてなお私たちに問いかけ続けていると思います。全ての人の尊厳が大切にされ、誰一人取り残されることのない社会を実現するために、行政の皆さまのさらなる取り組みを強く求めて、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、13 時まで休憩します。

休 憩 11 時 28 分

再 開 13 時 00 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります矢野昭三君から、質問事項の 3 番を取り下げしたい旨の申し出があり、それを許可しましたのでご報告致します。

それでは、一般質問を続けます。

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それでは、通告に基づきまして質問を致します。

私は今回の質問は、1 番、住民福祉の増進についてと、2 番、土佐くろしお鉄道のへき地運行について、この 2 件について質問を致します。

最初の 1 番目ですね、1 番のカッコ 1 です。

町が社会福祉協議会へ委託して行ってきたデイサービスを継承することですが、閉所になれば、保険給付は居宅または遠方の施設になるが、辺地、へき地におけるデイサービスの在り方をどのように考えているか問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは矢野議員のカッコ 1、辺地、へき地におけるデイサービスの在り方をどのように考えているか問うのご質問にお答え致します。

3 月末をもって閉所となりますデイサービスセンターこぶしは、指定管理者として指定している社会福祉協議会が通所介護事業所として、介護保険のデイサービスを行っています。デイサービスは、日帰りで食事、入浴、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供するもので、高齢者の在宅生活を支援するためのもので、重要な介護保険サービスであると認識しています。

しかしながら、辺地、へき地は、対象人口が少なく利用者が点在しており、デイサービスの利用者が少なく、移動距離も長いことから、収益をあげることが難しいという制度上の問題があります。

介護保険事業では、人員配置基準や設備基準があり、人件費や運営のための固定費が必要になりますが、介護保険制度で報酬が決まっておりますので、利用者が少ないと限られた収入で補う必要があることなどから、事業運営が難しいと言えます。

そのようなこともあり、現在の佐賀地区の想定される利用者数やその介護度など、事業所がデイサービス事業を運営することが難しい状況がありますので、再募集を掛けることができるかにつきましては、現在検討中

となっております。

先ほどの制度上の問題につきましては、町としましては、県や国に対し、機会あるごとに現状を訴えております。

また、国においても、中山間地域等でのサービスの維持、確保のために必要な対応について議論されておりますので、国の動向に注視しながら検討をまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

私の通告がちょっと町長の施政方針よりも先になっておりまして、町長の施政方針を拝読しますと、それはなかなか今年も住民が喜んで暮らせるような記述になっております。

この医療、福祉、基本計画を拝読致しますと、これはあんまり心配はしりません。多分この問題についても、町長は住民が困らんようにかちっと、このデイサービスの運営についても何らかの打開をしていただけるということを期待しつつ、質問をしておるわけでございますが。

ここのですね、実は、デイサービスという老人福祉だけの考え方のように取り上げられては困るので、そのいきさつをですね、実はあります。知っていただきたいと。これはそれまでに、この施設ができるまでにですね、疋田医師が京都からこちらへ着任していただいたときに、もう現在の臨床医学は限界である。よって予防医学に傾注して取り組んでいく、というお話を最初にいただきました。

そういう中で、全村病院構想とか診療所を中心にして各家庭へ在宅患者へ医師が出向いていくと。そういう地域医療をそういう方向へ持っていくと。在宅で、その生活される場合、家族はなかなか大変になる。だから、せめて1年のうちに1週間とか、半年に1週間とか、そういったように家族介護をされる方が体を休める期間も必要であるという、そういうお話もあって、住民もそれに賛同いたしますか、そのとおりですねということがあってですね、そういう保健センターというものを平成8年につくりましたね。

これはですね、設置の目的というのは、超高齢社会に対応するため、保健、医療、福祉を包括した在宅福祉、在宅医療を行い、住民の健康増進と居心地よいまちづくりを推進し、医療費の軽減により、国保事業の適正運営および財政安定に努めるため、国保拳の川診療所に保健福祉支援センターを併設するという、これが国に対して補助申請したときの設置目的であります。

その中にはですね、保険事業部門とデイサービス部門と居住部門と、この3つの部門がありまして、それぞれが1つに合体施工いたしますか、そういう合体施工のはずですが、そういうもので、今の施設、建物2階建ての施設が出来上がっておるということでございます。

で、それらをできたときは地域あげて大変喜んだわけですが、それを考えるときですね、ただ、どうも聞こえてくるところは、人が少ないとか経営がどうかという話が先に聞こえてきまして、確かにそれも重要なことですね。利用する人の問題とか、お金の問題からも重要なことでありますが。それらはですね、反対にこちらへ、この施設へ人が集まって来やすいような条件を整えていけば、また変わるんじゃないかなあと。だからそのように考えるわけでございます。

ここのですね私の方は、このこぶしについてはですね、上位法条例が黒潮町国保保健福祉支援センターの設置及び管理に関する条例があってですよ、その条例があって、その上で黒潮町デイサービスセンターこぶし設置及び管理に関する条例と、こうあるんです。管理ですき、この中では運営とは別に書いてないんですね、この条例は。建物管理みたいな考え方ではあるかなあと、これは。それとはもう一つ別に、この最初の言った条

例に基づいてですね、黒潮町高齢者生活福祉センターの管理運営規則。これは、対象がですね、本町に在住するおおむね65歳以上の者であって高齢者などのため、独立して生活するに不安がある、そういう方に入っていただきますよということです。なかなか線でかつちり書き分けていくようなことも難しい。家庭の状況、本人の健康状態、それからどう言いますかね、それらを助けていただける福祉、医療関係者の体制、そういったものをこの1カ所で何とか全村病院構想の中でそういうものができておりますので、それを運営することが住民福祉の向上につながるんだというような発想であるわけです。

国の方もですね、ご承知のように、これは平成8年度国保特別対策事業補助事業と、平成8年度の高知県市町村保健センター整備事業で、これ合体してるがですね。で施設ができておりますので、やっぱりこの地域医療に本腰取り組んでいくんだという姿勢を、そこに見せておるわけでございます。

それから、それらを踏まえてですね、この辺地とかへき地とかいうのは、あえてこれにうたいましたのは、以前にもこの場で、その地域特性いいますか、違いのある点はこの黒潮町の遺跡地図というものがあってですね、これは県が作ったものでございまして、私が作ったものじゃないですけど。この黒潮町の中見ても、やはり井の岬から蛸瀬川の田ノ口の辺りでしょうかね、遺跡がやっぱりいっぱい多いわけですね。これは、いかにその自然の中で人間が暮らしやすいかいうところを一目に表した資料でございまして、この中で見ると、辺地というのは馬荷が辺地に入っています。あと、佐賀の方は鈴と熊野浦が辺地でございまして、もう一つのへき地というのは、拳ノ川の小学校がへき地。小学校です。

それから、へき地の中には拳ノ川診療所もへき地の診療所として指定を受けちゅうわけですが。拳ノ川の診療所に併設されておるといことなんですね。先ほども言ったように、この高齢者の保健福祉センターというのは。

それから、鈴にもへき地診療所の鈴出張診療所ですね、あるのは。伊与喜にもある診療所は、その出張診療所ですね。拳ノ川診療所の先生がそちらへ出ていって来ておりますが、へき地診療所である拳ノ川診療所のさらに伊与喜の出張診療所と言われるところでございまして、その辺一帯も全部へき地であり、辺地であるわけです。

そういうことを考えた場合に、地域全体としてこういう施設を支えていくことをしないと、これから先ますます地域の集落活動とか地域の活動いうものが、ますます低下していくというように思われるわけです。

そういうことを回避するためにもですね、ぜひ取り組みしていただければいいというのは今、課長答弁にございましたけれども、多分診療所のいきさつなんかについては、合併以前からのことですので存じ上げてないかも分からないので、そのへんを踏まえてですね、もう一度私確認をしたいので、この取り組みについてお答え願いたいと思います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

まず、先ほどおっしゃっていただいた黒潮町高齢者生活の方ですけど、こちらについては今、デイサービスセンターこぶしの2階部分のことになります。後で言われた条例、こぶしの設置条例につきましては、1階部分ということになっております。

あとですね、当然、先ほどの答弁でもありましたように、このデイサービスセンターというデイサービス事業というのは重要なものであって、先ほど議員がおっしゃられたように、介護者の負担軽減であったり、もちろんご本人の健康増進であったり、生きがいがあるものだと認識をしております。

ただ、今現在、すぐに再募集という話にはなっておりませんので、今できることとして言えばですね、例えば集いとか、そういった介護者の負担軽減ということであれば、例えば、あったかふれあいセンターを利用するとか、あとは在宅入浴とかであれば訪問介護、ヘルパーさんの方で入浴介助とか移動車による入浴とかもありますので、そういったところでカバーしてまいりたいというふうに考えております。

それで、国の方での動向もありますのでそういったところも確認しながら、今、地域としてやっていくかどうかも含めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

検討というのがは、大体いつごろをめどに検討ということをお考えですか。

やっぱり地元は、こういう状態になると困ったもんじゃということが先に立ちまして、不安とか心配が先に立ってまいります。そういった弱い立場の方になってまず考えていただきたいなあと、特に思うわけです。

その検討というやつは、いつごろまでをめどに検討していただけるのか。

ひとつ、ご答弁いただけますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

検討というのは、来年度ですね、第 10 期の計画を立てるようになっておりますので、その中で黒潮町全体を見ながら検討をしてまいります。

答えが出るかどうかは即答できませんが、この計画の中でしっかりと確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

なかなかこのへんについては難しいことがあるやも分かりませんが。

ここは病院とか、それから次へ、2 番へ移りますが。

カッコ 2 番ですね。診療所、保健センター、集落活動センターなどに接しているデイサービスと、あったかふれあいセンターを併設して運用すれば住民福祉の増進につながりますが、姿勢を問いますというものですが、ご答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは矢野議員のカッコ 2、デイサービスとあったかふれあいセンターを併設して運用すれば、住民福祉の増進になる。姿勢を問うのご質問にお答え致します。

デイサービスセンターこぶしにつきましては、3 月末で社会福祉協議会の指定管理が満了となり、4 月以降に施設設備や備品等の返還を行うこととなります。先ほどの答弁とも重複致しますが、返還後のデイサービス実施につきましては、現在検討中となっています。

また、本施設は国や県の補助事業により建設されており、デイサービス事業が実施されれば、あったかを併設しての運用が可能ですが、あったか単独もしくは、デイサービス事業以外の事業とあったかとの運用につきましては、補助事業の関係もあり困難な状況となっています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

法の縛りがある中での答弁をいただきよるので、難しいということも分かりますが。

当地はへき地とか辺地とか、そういう重なるところでございますが、一転、その周辺には、中村警察署の駐在所、それから温泉施設、それから縫製工場や町営住宅等々がございまして、なかなかまとまって行政施設があるというところでございます。

また、それらはひとえに、鈴の定置網もございまして、近くには家地川とか堰堤（えんてい）、発電所、水力発電所等々もございまして、それらを全てトータル的に活用して、そういうサービスを統括してそこでできないかということも考えておりますが。そういったことの取り組みですね、法的なことを踏まえた上で、そういったことを付加して、地域の振興、高齢者の医療福祉のために活用できないか。大きなところを言いますと、南海トラフのときにはですよ、津波についてはここは波が到達しないとされておる所でございますので、そういったことの拠点にもなるところでございます。

毎回、そのへんについて課長、計画の間口を少し広めてですね、取り組んでいただきたいと思います、いかがなものでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

町としましても、あの施設をそのまま置いとくということにはならないとは思いますが。

ただ、現在、先ほども言ったように国や県の補助事業が入っている施設でございまして、その補助事業が今分かっていないという状況にあります。

県に問い合わせをずっと掛けてはおりますが、なかなか県から回答が届いてないといったところであります。

その補助事業の詳細が分かりましたら、例えば転用であるとか、今後の活用等も見えてくると思いますが、その県の回答もしくは、町のうちの方の資料を精査しながらですね、その確認をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

資料、まだ調査中であるということでございますので、この件については質問は終わります。

次は2番目のですね、土佐くろしお鉄道のへき地運行について質問致します。

1 番目の、へき地の荷稻駅で特急列車を停止することで、通学や買い物などが必要な住民の利便性を高める運行を問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野昭三議員の、荷稻駅で特急列車を停車することで、住民の利便性を高める運行を問うにつきましてお答え致します。

現在、黒潮町内で運行している特急列車は、上り 8 便、下り 8 便で、町内の停車駅は、土佐佐賀駅および、土佐入野駅となっております。また、土佐上川口にも、上下合わせて 1 日 3 便が停車しております。

荷稻駅周辺にお住まいの方が特急列車を利用する際は、土佐佐賀駅または窪川駅まで普通列車もしくは自家用車で移動する必要があり、停車駅が増えることは中山間地域における生活環境の向上につながると考えられます。

土佐くろしお鉄道に確認したところ、仮に荷稻駅に特急を停車させる場合、数分程度の運行時間の調整が必要となり、土讃線をはじめとする四国内の列車に影響が及ぶため、1 便停車させるにも JR 四国も含めた広い範囲のダイヤ編成が必要になるとのことでした。

このことから、現時点での早急な対応は難しく、利用状況を含め、その必要性について社内で協議、検討する必要があるとの回答をいただいております。特急列車を新たに停車させるためには、その駅において一定規模以上の安定した利用が見込まれることが前提となります。

町としましては、利用者のご意見を踏まえた上で、土佐くろしお鉄道に対し検討していただくよう要望しつつ、利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

朝は、この荷稻駅から乗られた方が中村方面へ、仕事とか買い物、病院、それから学校等へ行かれた場合ですね。帰りを見てもみますとね、普通列車、帰りたい時刻の分を見よりましたら、普通列車の間に特急があるわけですので 3 時間ぐらいですかね、やっぱり時間があって困るというか。特急で帰った場合は、荷稻駅のことを話しますと、荷稻から佐賀まで約 10 キロありますね、10 キロ。片道。で、車で迎えに行った場合ですよ。で、佐賀で降りた方をまた迎えに行かないかとかいうことで、それをする必要のない普通列車は 3 時間ぐらいそこで、まあ中村なら中村で、その時間調整が必要であるということになってくるわけです。

ダイヤ改正には相当な難しい困難性もあるかと思いますが、やっぱりね、こういうものを停まることで反対に、特急が停まるこの小さな田舎の駅じゃということで宣伝したら、最近はその反対向けに宣伝したら受ける場合がございまして、そういったことも考える必要があるんじゃないかと。

で、県道秋丸佐賀線が今度、川奥と家地川の間がこの 3 月で終わります。改良が。舗装も終わると聞いておりますが。やはりあちらの方からですね、家地川方面から中村方面の学校へ行かれる方も荷稻駅を使っておるんですよ。そうすると、またそちらとの利便性は良くなる。

それからもう一点ですね、温泉かいわいでよく歩かれておる方からですね、荷稻駅はどこですかと、こう聞かれます。それはどうします。いや、荷稻駅は向こう 1 キロぐらいですよという話するんですが、どういうことですか言うたら、荷稻から列車に乗って窪川方面とか中村方面でしょうね、そちらへ行くんだというような話をされる方が、もう 1 人、2 人ではないですね。

荷稻駅の県道から駅へ来る分岐の交差点のところらも、看板がいつの頃から出たかはっきり覚えてないけれども、あれ韓国文字やと思うんですが、やはりその案内看板が出ておりまして、そのへんの利用の仕方がです

ね私らには分からないけれども、やはり利用者がいるんだということであろうかと思うんです。ダイヤ改正の難しさというのは少しお聞きはしておりますが、最近の電子技術を使えばそれほど難しいことはないというように考えます。とにかく、そういったことで粘り強くですね、くろ鉄とか、あるいは四国 JR ですかね、そちらとの話をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、これは次のですね、下へいきましてカッコの 2 番です。障がい者、体調不良者がですね、車いすなどで利用しやすい特急列車であるかを問います。

これは何か、以前にですね、平成 23 年からこれ 6 年へかけて、同僚議員が、くろしお鉄道の車いす乗車困難を極めるというところから始まって、そのときに一定のご理解をいただいて、車いすでの利用がしやすいようにするというような答弁をいただいて改善されて、全て改善されているかなあとっておったら、どうも全てはそうになってないと。私が見たネット情報でございます、これは。

あと、4 本ですね特急は。車いすで利用は可能な客室になっておると。だけど、残りはどうもなってないかなあと。障害のある、車いすの利用されておる方からもお話をいただいておりますが、全ての列車において、全て特急列車ですよ。全ての特急列車において、車いすで利用が可能な状態になっておるかどうかが。

そこをですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは矢野昭三議員の、車いす等で利用しやすい特急列車であるか問うにつきましてお答え致します。

JR 高知駅から中村駅の間を 1 日 8 往復している特急列車のうち、4 往復で運行している新型列車 2700 系には、広い車いすスペースや多機能トイレが設置されております。また、車内にはフリー Wi-Fi や全座席への電源コンセントも整備されており、利便性の向上が図られています。

さらに、窪川駅から宿毛駅間を運行している普通列車においても、全車両に車いす専用スペースが設けられております。一方で、その他の特急列車には、一部で車いすスペースが設けられていない車両もあり、また、乗降の際には駅員による介助が必要となる場合がございます。

バリアフリー設備が充実した新型車両への置き換えが、順次進んではいますが、全ての車両において利用しやすい環境が整っているとは言いがたい状況でございます。

土佐くろしお鉄道では、事前に連絡をいただければ、利用したい便が車いすのスペースがある列車かどうかの確認や、車いすで利用できる便のご案内、介助を希望される方への対応を受け付けているとのことです。

土佐くろしお鉄道や JR 四国のホームページにおいて、情報提供を行っていますが、不安に感じられる場合はあらかじめ、土佐中村駅または窪川駅にお問い合わせしていただくことをお勧めしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

この時刻表いうものを、これどっかの、昨年ですか、頂いたもんですけど。これはサービス品でございますので、あまりこちらがどうこうは言えませんが、できましたら、こういうものでも一目でですね、車いすで利用しやすい便ですよというのは書いていただくとかいうことがあればですね、非常にありがたいわけですね。

ネットを言っても使っていない方もいらっしゃるし、なかなかそれなりの技術が要りますわね。電子機器

は。こういうものへ、家の壁へ普通張って利用してますので、そういうものの中に入れていただくということも、一つの方法かなと思います。

それから、特急の停まっておところは階段はないかも分からんがやけど、その次へいきましたらね、2 番目ですね。カッコ 2 番目にいきまして。

障がい者とかね、2 番、先ほど言いよったがですけど問題はですね、普通列車が利用するについてはですね、階段、私が見てるのに階段はあるけれども、その車路いいですか。どう言う、坂路いいですか。そういう道が見えない部分がございます。そういったものは、これ町内の駅は、それはどういう状態になっておりまするか。

ちょっとお答え願えますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

町内の駅の無人駅については、一部で階段しかない、スロープの整備がされてない駅が幾つかございます。伊与喜駅、それから西大方駅などがそれに当たります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それと、あこ有井川でしたかね。あこもありましたかね。なんかちょっと見えにくいんですが。

それで、利用者の数のことを言われるとどうか分かりませんが、そういう障がいを持たれた方とか、そういう弱者の方が利用しやすいことをやっぱり考えていただきたいと思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

公共交通の移動等円滑化基準というのがございまして、いわゆるバリアフリー法によって公共交通の事業者は、あらゆる人が運行、移動しやすい、円滑に移動できるような措置に取り組まなければならないという決まりがございます。具体的には、施設の改修であったり車両の購入。そういうときには、こういった基準に照らし合わせた車両を購入しなければならないといったことなんかもございます。

また、そういう購入がまだ進んでない部分につきましては、介助とか、それから分かりやすい広報、情報発信など、ソフト面でも駅員の方中心にサポート、駅務、サービスの提供をしていくような措置を取れなければならないというふうにされておりますので、そちらの方も土佐くろしお鉄道に対しましても十分な配慮をしていただくよう、要求していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

制度の上では、ホームにおる方は、それは介助できると思うんですけど、そのホームに上がるまでの間が大変なんですね。

そのあたり、その対策というのはやはり一つは、階段だけじゃなしに、斜路いいですかね緩やかな道を造っていただくということが肝要であろうかと思しますので、これぜひそういったことにも取り組んでいただきたいのと、そう考えておりますが。行政の方はどのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

くろしお鉄道に対しましては、そういった改修なんかも早急に進めていきたいということは伝えていきたいと思っております。

公共交通だけではなく、あらゆる人が住みやすいまちづくりっていうのは、町としても進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

そういったことを一定、理解していただくためにはですね、これ通告には書いてないのですが、常識の話として答弁いただきたいんですが。

私も以前 3 回ほど、ここではですね疑似体験のことを質問したことがございます。身体に障害がある方が道路を渡るときに、どういう状態で待たれるのか。あるいは、階段の昇り降りをどうされるのか。どういうご苦労があるのか。それはですね、私たちこの場においでの方、皆元気で足腰も自由に動く方がほとんどやと思うんですが、やはり 1 回ですね足を不幸にして骨折されたとかいうような場合に、その階段等々、もうフラットな所でもですね歩くのは大変なご苦労いうか苦しさがあるわけです。

そういったことを若い皆さん方に理解してもらうには、若いという言い方はちょっとまずいです。元へ正しますが、元気な方がそういったことを理解していくためにはですね、松葉杖をついていただくとか、そのときに足をですね、棒で括り付けて歩いてみるとか、目隠しをして歩いてもらうとか、そういったような疑似体験はできないですかということを、この場において以前も質問を致しました。

そのときは、職員研修の中でもやっておると。疑似体験やっておるということでございましたが、この特に列車のこの今回のことについてはですね、そういった研修が本当に生かされておるのかということが少し疑問になっておりますので、それらについてですね、お答え願いたいと思っております。疑似体験を具体的に今後やってみると。そういうようなことの姿勢ですね。私はそういう疑似体験をもっとやっていただきたいと思っの質問でございますが、そのことに対してお答えいただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答え致します。

公共交通とかにおける疑似体験というもの、私等もあまり経験ございませんので、くろしお鉄道とかにも提案しながら、そういうことが可能な場合はやってみたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それでは、これで質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

次の質問者、山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

黒潮町集落整備事業実施要綱の見直しについて、質問致します。

この要綱は平成 18 年に制定され、改正を経て現在に至っております。

集会所の新築、改築、増築については、受益者負担率が 3,000 万までが 10 分の 1 以上となっており、3,000 万円を超えれば 4 分の 1 となっております。

ここ数年の物価高と資材や人件費の大幅アップに伴い、各地区の集会所を新築するとき、3,000 万を超えるケースが多くなると想定されます。

各集落の現状を考慮して、10 分の 1 の負担分を 4,000 万円まで拡充する考えはないかを問うものです。

物価高の原因ですが、起因といえますか、2019 年末に中国武漢で原因不明の肺炎として初めて確認されたコロナウイルスが、2020 年初頭にパンデミックとなり、世界経済は大きな打撃を受けました。

また、2020 年 22 年の 2 月にロシアが突如ウクライナに侵攻を行い、4 年目に入りました。

これらのことに起因し、世界の物流経済と価格が大幅に増大し、日本経済も少子高齢化や人手不足と連動して、物件費や人件費に歯止めがかからない現状となっております。

黒潮町の集会所につきましては、基本的事項として、大方地域は町有、佐賀地域は部落有となっております。

老朽化に伴い新築等をする場合は、希望する地域からの要望を踏まえ、長期計画を立てて順次実施していると思います。

地区、部落ですけれども、地区が受け持つ受益者負担率ですが、冒頭でも述べましたとおり、近年の急激な物価高に伴い、建築の工事請負費、設計管理委託費、それから取り壊しがあれば、それも入ります。そういうものを基本とした対象事業費は大幅にアップしています。

黒潮町が合併した 20 年前は、私の記憶ですけれども、木造住宅の坪単価が大体 50 万前後だったと思います。今の家はですね、いろいろ家の建て方が違っておまして、本来の建屋以外にバスとか風呂、トイレ、炊事場、これ非常にお金が掛かりますので 100 万単位で掛かりますので、これを別途計算とするというふうな工法が今はやりだと思いますが。あるいは、一括して全部入れるという方法もあります。

そういうふうに一概にも言いませんけれども、当時はそういうことだったんですが、今はいろいろ町の事業とか、近年の各地区の集会所の金額を見えますと、ほとんど 100 万を超えるような状態になっております。

これらの現状から判断したときに、集落の人口規模にもよりますが、一定規模の集会所を新築した場合、事業費が 3,000 万を超えることが珍しくない時代となっております。その平均でも大体 30 坪くらいとしましても、面積の大小にかかわらず、どうしてもそのトイレとか炊事場とかいうものは集会所に必要不可欠です。それから外構構築物、こういうものやりますので、どうしても小さい建物と単価が高くなるという現状があります。

町の財政が厳しいことは承知しておりますけれども、少子高齢化で衰退していく集落の現状を考えたとき、

受益者負担率は大変重荷になっています。

これらの現状を考慮して、10 パーセント負担率を 4,000 万円まで拡充することができないかを問うものです。

1 回目質問を終わります。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは山本牧夫議員の、各地区の集会所を新築するときの 10 分の 1 負担部分を 4,000 万円まで拡充する考えはないかのご質問にお答え致します。

議員ご質問の、集会所の新築、改築、増築等につきましては、町としましては、ここ近年、物価高の影響が長引き、資機材含めさまざまなものが高騰しておりますので、地区の財政状況の悪化に伴う地区運営の影響は少なからずあるものと懸念しているところでございます。

そのため、今年度、地域支援の在り方の検討を進めてまいりました。

中でも、特に光熱水費においては、全地区の負担も増大していくことが見込まれること、併せて LED 化が必須になってくる状況から、まずは 3 年かけて防犯灯の LED 化に取り組むことと致しました。

しかしながら、各地区は自立した自治区でございますので、地区への過度な介入については慎重にすべきものと考えております。

そのため、まずは各地区の財政状況について確認をさせていただき、どこに、どのような支援が必要かについて、また、地区支援の在り方について、さらに協議を進めることとしております。

従いまして、集会所の建築、改築、増築等に係る受益者負担割合をすぐに見直すということではなく、少しお待たせを致しますが、全体を確認しながらしっかりと協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

期待半分、あとはちょっと無理ということもあるんですが、現実、もうどこも建て替えなくてはいけない状態に、非常にシロアリに食われてるとか、老朽化しておりますので、これはやっぱし急ぐことだと思います。

ほんで、そういうことから言ってもですね、先ほど申しましたようになかなか今、坪単価が 100 万前後として、30 坪の標準的なものでも負担金が 300 万くらいとか要ると。ほんでそれを超えて、例えば 3,000 万から 4,000 万の間の 1,000 万増えた場合は、4 分の 1 負担となりますので 250 万くらい 4,000 万で要るわけですね。非常にこれは、今の設備費から見たらどうしてもその 3,000 万を超えるようなケースが多いですので、その 3,000 万までやったら 300 万でいいものが、残り 1,000 万上積みしたために 250 万負担となると、もう大変なこれ数字でして。

最近の各地域、工期大方地域が結構建物大きいですが、田野浦なんかはですね建物そのものが 4,200 万くらい掛かっておりますし、地区の田んぼも 516 万くらい。それから、出口なんかも大きいですね。75.5 坪くらいで大方 8,000 万くらい掛かってますのでね。

そういうことを言うと、坪単価言いました全て 100 万前後掛かっております。

私たちも、佐賀地域は特に老朽化の方が多くて、これからやらないかん地域が非常に多いわけです。ほんで、聞いてますとやっぱし、もうそんなに●●●でもない。

それから、非常に、さっき言いましたように高齢化、少子化で、地区の財政負担も部落費もそんなに上げるこ

とはできんし、大変苦慮しております。

そういうことからぜひ、これは急いでほしいという私の希望なんですが、何かの事業に引っ掛けてやればいいんですけどもそうもいきませんので、ぜひこれはですね、急いで検討してほしいと思います。

高齢者というのは、私は自論ですけども、30代の人に10年待ってくれいうたら待てるかもしれませんが、もう80前後になってきたら、そう待てません。そういう人たちも、せめて最後のそういう地区の、いろんな地区の運営について、楽しんで運営ができるような施設でありますので。それから、災害とかあったら、まずそこが一番先に避難するような場所にもなります。

そういうことから踏まえてもですね、ぜひこれは急いで検討してやってほしいと思いますが、いかがでしょう。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

町としましては、地区への支援は必要だというふうに考えております。

そして議員おっしゃるとおり、建築には膨大な費用が掛かってまいります。ただ、建築のみではなくて、農道や農業用水路等の災害復旧にも同様に大きな負担増となると思われますし、備品の購入や地区の放送施設等についても同様に負担は大きいかと思います。

従いまして、再度になりますけれども、全地区の財政状況も見せていただき、会計の分析についても進めてまいりたいと考えております。

それをさせていただきながら、金額面のみならず地区への適切な支援について総合的に施策を検討をし、負担軽減等に反映させてまいりたいと考えております。

申し訳ありませんけれども、お時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

これ以上言っても平行線のところもありますが、ぜひ、前向きに検討してほしいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14 時 02 分